

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第3号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3の47の項中

「

(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合であって、(4)に掲げる場合以外の場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	279,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項、49の項及び50の項から52の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、13,000円）
	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	439,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、29,000円）
	ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	615,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、78,000円）
	エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	746,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、121,000円）
	オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	876,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、152,000円）
	カ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	995,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、189,000円）
	(4) 住宅以外の用途に	ア 床面積の合計が300平

<p>供する一の建築物を単位として認定を申請する場合であって、当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。49の項の(4)において同じ。）で計算して認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額</p>	<p>方メートル以内のもの</p>	<p>を受けた場合にあつては、13,000円)</p>
	<p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>171,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000円)</p>
	<p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>263,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000円)</p>
	<p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>	<p>334,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)</p>
	<p>オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>396,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000円)</p>
	<p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>461,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)</p>

を

「

<p>(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合であって、(4)に掲げる場合以外の場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額</p>	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>279,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項、49の項及び50の項から52の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、13,000</p>
---	--------------------------------	---

」

		円)
	イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	345,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000 円)
	ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	439,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000 円)
	エ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	615,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000 円)
	オ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	746,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000 円)
	カ 床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以内のもの	876,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000 円)
	キ 床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの	995,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000 円)
(4) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合であつて、当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物)に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物につい	ア 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	108,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、13,000 円)
	イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	134,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000 円)
	ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	171,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000 円)
	エ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	263,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000 円)
	オ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	334,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000 円)

に改める。

てエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。49 の項の(4)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	カ 床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以内のもの	396,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000 円)
	キ 床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの	461,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000 円)

別表第 3 の 49 の項中

(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合であつて、(4)に掲げる場合以外の場合 右に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	ア 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	147,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、13,000 円)
	イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	235,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000 円)
	ウ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	346,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000 円)
	エ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	434,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000 円)
	オ 床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以内のもの	513,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000 円)
	カ 床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの	592,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000 円)
	(4) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合であつて、当該申請に係る	ア 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000		100,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、

建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	平方メートル以内のもの	29,000円)
	ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	169,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000円)
	エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	225,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)
	オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	271,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000円)
	カ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	321,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)

を

「

(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合であつて、(4)に掲げる場合以外の場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	147,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、13,000円)
	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	183,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円)
	ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	235,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000円)
	エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	346,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000円)
	オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	434,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)

」

	カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	513,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000円)	に改める。
	キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	592,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)	
(4) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合であつて、当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建築物法で計算して認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	61,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、13,000円)	
	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	77,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、19,000円)	
	ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、29,000円)	
	エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	169,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、78,000円)	
	オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	225,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、121,000円)	
	カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	271,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、152,000円)	
	キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	321,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)	

」

別表第3の49の2の項金額の欄第1号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
301,000円

別表第3の49の2の項金額の欄第1号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」

に改め、同号イ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの  
117,000 円

別表第3の49の2の項金額の欄第1号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの  
18,000 円

別表第3の49の2の項金額の欄第2号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの  
160,000 円

別表第3の49の2の項金額の欄第2号イ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号イ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの  
68,000 円

別表第3の49の2の項金額の欄第2号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの  
18,000 円

別表第3の49の3の項中「（ア）から（カ）」を「（ア）から（キ）」に改め、同表50の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項金額の欄第3号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの  
306,000 円（判定機関審査を受けた場合にあつては、18,000 円）

別表第3の50の項金額の欄第3号イ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号イ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの  
119,000 円（判定機関審査を受けた場合にあつては、18,000 円）

別表第3の51の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項金額の欄第4号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの

162,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円）

別表第3の51の項金額の欄第4号イ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号イ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
69,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、19,000円）

別表第3の51の項金額の欄第5号中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表の52の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項金額の欄第3号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
306,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第3の52の項金額の欄第3号イ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号イ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
119,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、18,000円）

別表第3備考第7項第5号中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項第6号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表備考第8項第5号中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項第6号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。